

区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償における補償基礎額の改定について

☞ 区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償における補償基礎額を改定する。

内 容

1 趣 旨

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(令和6年東京都条例第172号)の施行に伴い、区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額を改定する。

2 内 容

別表4条関係

経験年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額		学校薬剤師の補償基礎額	
	改定後	現行	改定後	現行
5年未満	8,529円	7,494円	7,164円	6,459円
5年以上10年未満	9,909円	9,090円	7,932円	7,422円
10年以上15年未満	12,351円	11,703円	9,438円	9,081円
15年以上20年未満	13,575円	13,152円	10,701円	10,539円
20年以上25年未満	15,837円	15,573円	11,610円	11,505円
25年以上	16,866円	16,602円	11,970円	11,865円

3 改正を要する条例 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年3月中央区条例第15条)

4 施行予定日 公布の日 (適用日: 令和6年4月1日)